

令和4年度 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により、令和4年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、富良野広域連合廃棄物処理条例第3条第1項に基づき、下記のとおり公表する。

I 一般廃棄物処理の基本的事項

- 1 処理対象 し尿・浄化槽汚泥・生ごみ
- 2 処理区域 富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村の区域であって各市町村の一般廃棄物処理計画で定める区域
- 3 計画期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 4 計画処理量

(1) し尿

市町村名	令和4年度計画処理量			備考
	生活系	事業系	計	
富良野市	1,997 Kℓ	1,149 Kℓ	3,146 Kℓ	
上富良野町	709 Kℓ	333 Kℓ	1,042 Kℓ	
中富良野町	368 Kℓ	182 Kℓ	550 Kℓ	
南富良野町	167 Kℓ	153 Kℓ	320 Kℓ	
占冠村	48 Kℓ	50 Kℓ	98 Kℓ	
合計	3,288 Kℓ	1,868 Kℓ	5,156 Kℓ	

(2) 浄化槽汚泥

市町村名	令和4年度計画処理量			備考
	生活系	事業系	計	
富良野市	1,092 Kℓ	977 Kℓ	2,069 Kℓ	
上富良野町	474 Kℓ	340 Kℓ	814 Kℓ	
中富良野町	641 Kℓ	191 Kℓ	832 Kℓ	
南富良野町	186 Kℓ	248 Kℓ	434 Kℓ	
占冠村	158 Kℓ	269 Kℓ	427 Kℓ	
合計	2,550 Kℓ	2,026 Kℓ	4,576 Kℓ	

(3) 生ごみ

市町村名	令和4年度計画処理量			備考
	生活系	事業系	計	
富良野市	1,243 t	638.5 t	1,881 t	
上富良野町	353 t	184.2 t	537 t	
中富良野町	213 t	67.6 t	281 t	
南富良野町	124 t	48.3 t	172 t	
占冠村	103 t	50.7 t	154 t	
合計	2,036 t	989.3 t	3,025 t	

II 一般廃棄物の収集及び受入方法等

1 収集方法等

(1) し尿・浄化槽汚泥

市町村名	収集方法	収集車両
富良野市	計画収集	バキューム車又は吸引車
上富良野町	申込収集	
中富良野町	計画収集	
南富良野町	計画収集	
占冠村	計画収集	

○上富良野町においては、計画的に安定処理を行なうため、計画収集に移行するよう指導する。

(2) 生ごみ

市町村名	収集方法	収集車両	
生活系	富良野市	週2回 ステーション収集	パッカー車又は、密閉車両
	上富良野町	週2回 ステーション収集	
	中富良野町	週2回 ステーション収集	
	南富良野町	週2回 ステーション収集	
	占冠村	週2回 ステーション収集	
事業系	戸別収集		

○生活系生ごみの異物混入を防止するため、関係市町村にあつては住民に対する分別指導を行なう。

○事業系生ごみの事業者責任による排出を図るため、関係事業者及び許可事業者に対する指導を関係市町村と共に行なう。

○生ごみ排出容器(袋)指定

富良野生活圈(富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村)の区域から排出され環境衛生センターにおいて処理する生ごみの排出容器(袋)を指定する。

(富良野生活圈一般廃棄物広域分担処理検討協議会 平成24年3月29日指定)

2 受入方法

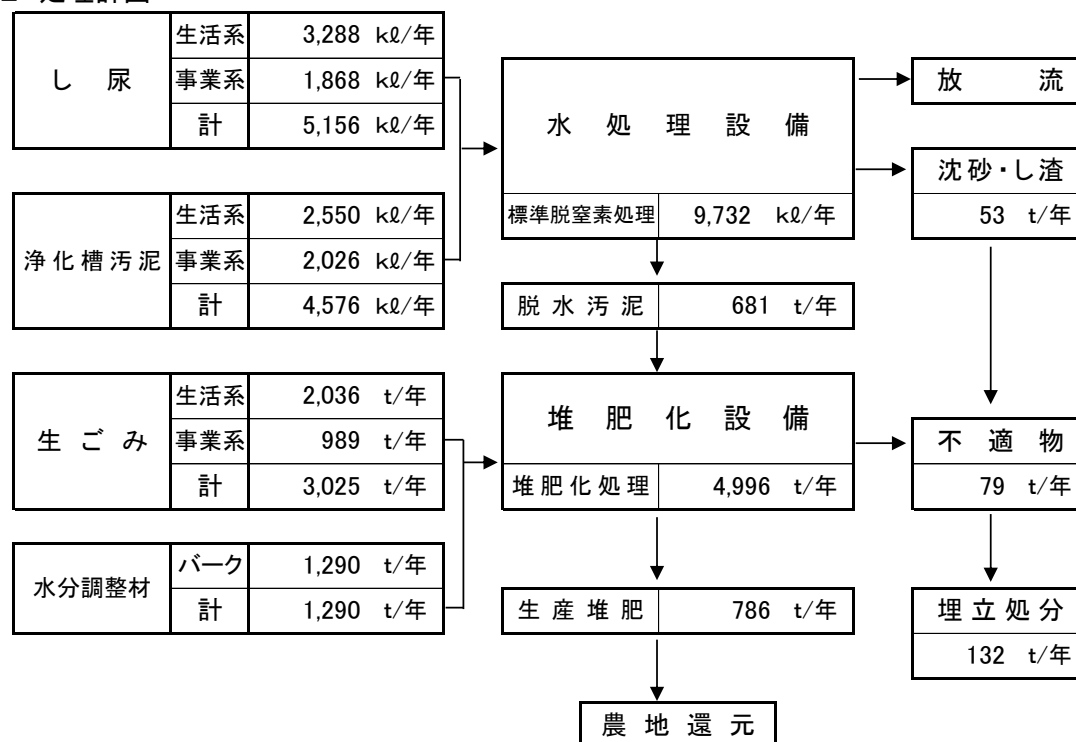
施設名	環境衛生センター	
所在地	富良野市字上五区	
受入品目	し尿・浄化槽汚泥	生ごみ
受入時間	9 : 00 ~ 16 : 00	9 : 00 ~ 14 : 00
受入休業日	土・日・祝祭日 12月31日~1月5日	日曜日及び11月第3週の金・土 12月31日~1月2日

Ⅲ 処理主体及び処理計画

1 処理主体及び処理方法

区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		不 適 物 処 分	
		処 理 主 体	処 理 方 法		
し尿・浄化槽汚泥	市町村許可業者	富良野広域連合 環境衛生センター	標準脱窒素処理	占冠村一般廃棄物最終処分場 ※一般廃棄物の 広域処理に関する 協定に基づく	
生 ご み	生活系		各市町村(委託)		堆肥化処理
	事業系				

2 処理計画



Ⅳ 処理施設の概要

施設 の 名 称	環境衛生センター
所 在 地	富良野市字上五区
処 理 能 力	し尿:46kℓ/日 浄化槽汚泥:14kℓ/日 生ごみ22t/日
処 理 方 式	し尿等:標準脱窒素処理方式+高度処理 生ごみ:高速堆肥化処理方式
建 物 構 造	RC造(一部鉄骨)
建 物 延 床 面 積	8,473.82m ²
付 帯 設 備	パーク保管庫・堆肥熟成庫・管理棟
竣 工 年 月 日	平成15年1月31日
整 備 事 業 費	3,299,320千円(旧施設解体費を除く)